

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ REACH 規則 Annex X VII (制限) の修正に関する官報公布

2) 内容

- ・ 2018年12月18日、REACH 規則 Annex X VII (制限) を修正する官報 (EU) 2018/2005 が公布された。
- ・ Annex X VII (制限) のエントリ51に、4フタレート (DEHP、DBP、BBP、DIBP) が制限物質として記載された。
今回DIBPが追加され、成形品中のプラスチック材料において、個別又は組合せて重量比0.1%以上含有している場合は、2020年7月7日以降上市禁止となる。
- ・ 適用外製品として「農業用/産業用製品」及び「RoHS (2011/65/EU) の範囲内の製品」等が記載されている。

3) SEAJ コメント

- ・ 今回は、「産業用製品」及び「RoHS (2011/65/EU) の範囲内の製品」が適用外製品として記載されている為、当業界に関係する製品は適用外と判断できるのではないかと思われる。
- ・ REACH 規則 Annex X VII (制限) の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ 官報 (EU) 2018/2005のURL
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R2005&from=EN>

6) その他

- ・ なし